

官報 号外

令和四年十一月十日

○第二百十回 衆議院会議録 第八号

令和四年十一月十日(木曜日)

議事日程 第七号

午後一時開議

- 第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 離島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)
- 第三 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 離島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

午後一時二分開議
○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第一、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長平口洋君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔平口洋君登壇〕

○平口洋君 たいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、令和二年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、同調査の結果に基づき衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるものであります。

その主な内容は、

第一に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区につ

いて、二十五都道府県において百四十選挙区の改定を行うものとする。

第二に、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を、五選挙区について改めるものとする。

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとし、この法律による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用することとしております。

本案は、去る十一月一日日本委員会に付託され、翌二日に寺田総務大臣から趣旨の説明を聴取し、八日に質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

日程第二 離島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。国土交通委員長 木原稔君。

離島振興法の一部を改正する法律案

〔木原稔君登壇〕

○木原稔君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、最近における離島の社会経済情勢に鑑み、離島振興施策の一層の充実強化を図るため、所要の改正を行うとするもので、その主な内容は、

第一に、目的規定において、離島が担っている重要な役割として、多様な再生可能エネルギーの活用等を追加するとともに、離島振興施策の実施等に当たり、離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ行うべきことを明記すること、

第二に、都道府県の責務を新設し、都道府県が離島の振興のための施策の策定及び実施に努めること等とする。

第三に、離島振興計画の記載事項の充実とともに、離島振興対策実施地域における医療、介護サービス、交通、情報通信、産業、教育、エネルギー等の分野における施策の充実を図ること、

第四に、離島振興法の有効期限を令和十五年三月三十一日まで十年間延長することなどであり。

本案は、昨九日の国土交通委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

なお、離島の振興に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○佐々木紀君 残余の日程は延期し、本日はこれにて散会されることを望みます。

○議長(細田博之君) 佐々木紀君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席國務大臣

総務 大臣 寺田 稔君
国土交通大臣 齊藤 鉄夫君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨九日、参議院議長から、次の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急
支援給付金に係る差押禁止等に関する法律

(理事補欠選任)

一、去る八日、議院運営委員長において、次のと
おり理事の補欠を指名した。

理事 岡本 三成君(理事濱地雅一君去る八
日委員辞任につきその補欠)

一、昨九日、経済産業委員会において、次のとお
り理事を補欠選任した。

理事 細田 健一君(理事牧島かれん君昨九
日理事辞任につきその補欠)

日理事辞任につきその補欠)

一、昨九日、議院運営委員長において、次のとお
り理事の補欠を指名した。

理事 伊東 良孝君(理事熊田裕通君昨九日
委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

加藤 竜祥君

山下 貴司君

石井 拓君

小田原 潔君

予算委員

辞任

岡本 三成君

議院運営委員

辞任

濱地 雅一君

一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

池田 佳隆君

太 栄志君

渡辺 孝一君

櫻井 周君

法務委員

辞任

岩田 和親君

熊田 裕通君

津島 淳君

深澤 陽一君

吉田はるみ君

中曾根康隆君

中西 健治君

島尻安伊子君

神田 潤一君

上杉謙太郎君

末次 精一君

大岡 敏孝君

西野 太亮君

平沼正二郎君

文部科学委員

辞任

鈴木 貴子君

辻 清人君

梅谷 守君

島尻安伊子君

渡辺 孝一君

堤 かなめ君

厚生労働委員

辞任

小林 鷹之君

田村 憲久君

橋本 岳君

長谷川淳二君

田中 健君

西野 太亮君

石原 正敬君

武部 新君

保岡 宏武君

山口 晋君

長友 慎治君

国土交通委員

辞任

小林 史明君

中村 裕之君

根本 幸典君

神津たけし君

石井 拓君

今枝宗一郎君

石原 正敬君

若林 健太君

三谷 英弘君

大野敬太郎君

深澤 陽一君

吉田はるみ君

岩田 和親君

津島 淳君

熊田 裕通君

補欠

島尻安伊子君

渡辺 孝一君

堤 かなめ君

鈴木 貴子君

辻 清人君

梅谷 守君

補欠

武部 新君

石原 正敬君

山口 晋君

西野 太亮君

長友 慎治君

保岡 宏武君

田村 憲久君

小林 鷹之君

長谷川淳二君

橋本 岳君

田中 健君

補欠

今枝宗一郎君

青山 周平君

石井 拓君

山田 勝彦君

若林 健太君

石原 正敬君

三谷 英弘君

塩崎 彰久君

大野敬太郎君

神田 潤一君

神田 潤一君

青山 周平君

石橋林太郎君

塩崎 彰久君

山田 勝彦君

補欠

熊田 裕通君

伊東 良孝君

補欠

宮路 拓馬君

菊田真紀子君

大口 善徳君

塩崎 彰久君

荒井 優君

金城 泰邦君

大口 善徳君

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する
特別委員

辞任

加藤 竜祥君

勝目 康君

熊田 裕通君

塩崎 彰久君

辻 清人君

本田 太郎君

落合 貴之君

岩谷 良平君

浦野 靖人君

上杉謙太郎君

小森 卓郎君

土田 慎君

中曾根康隆君

塩崎 彰久君

本田 太郎君

辻 清人君

落合 貴之君

後藤 祐一君

小野 泰輔君

石橋林太郎君

中村 裕之君

小林 史明君

根本 幸典君

神津たけし君

補欠

塩崎 彰久君

荒井 優君

金城 泰邦君

宮路 拓馬君

菊田真紀子君

大口 善徳君

補欠

小森 卓郎君

東 国幹君

石井 拓君

土田 慎君

山口 晋君

上杉謙太郎君

後藤 祐一君

小野 泰輔君

空本 誠喜君

中曾根康隆君

加藤 竜祥君

塩崎 彰久君

本田 太郎君

辻 清人君

落合 貴之君

岩谷 良平君

空本 誠喜君 浦野 靖人君
東 国幹君 勝目 康君
石井 拓君 熊田 裕通君

(議案提出)

一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(道下大樹君外十名提出)

一、昨九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

離島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

内閣委員会 付託

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(道下大樹君外十名提出、衆法第一一七号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

以上二件 厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提案を参議院に送付した。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(道下大樹君外十名提出)

大樹君外十名提出

(議案通知書受領)
一、昨九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和四年十月二十五日
内閣総理大臣 岸田 文雄

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

別表第一北海道第三区の項から北海道第五区の項までを次のように改める。

第三区

札幌市

白石区

- 菊水一条一丁目、菊水一条二丁目、菊水一条三丁目、菊水一条四丁目、菊水二条一丁目、菊水二条二丁目、菊水二条三丁目、菊水二条四丁目、菊水三条一丁目、菊水三条二丁目、菊水三条三丁目、菊水三条四丁目、菊水三条五丁目、菊水四條一丁目、菊水四條二丁目、菊水四條三丁目、菊水四條四丁目、菊水四條五丁目、菊水五條一丁目、菊水五條二丁目、菊水五條三丁目、菊水五條四丁目、菊水六條一丁目、菊水六條二丁目、菊水六條三丁目、菊水六條四丁目、菊水七條一丁目、菊水七條二丁目、菊水七條三丁目、菊水七條四丁目、菊水八條一丁目、菊水八條二丁目、菊水八條三丁目、菊水八條四丁目、菊水八條五丁目、菊水九條一丁目、菊水九條二丁目、菊水九條三丁目、菊水九條四丁目、菊水上町一条一丁目、菊水上町一条二丁目、菊水上町一条三丁目

- 丁目、菊水上町一条四丁目、菊水上町二条一丁目、菊水上町二条二丁目、菊水上町二条三丁目、菊水上町二条四丁目、菊水上町三条一丁目、菊水上町三条二丁目、菊水上町三条三丁目、菊水上町三条四丁目、菊水上町四條一丁目、菊水上町四條二丁目、菊水上町四條三丁目、菊水上町四條四丁目、菊水上町、菊水元町一条一丁目、菊水元町一条二丁目、菊水元町一条三丁目、菊水元町一条四丁目、菊水元町二条一丁目、菊水元町二条二丁目、菊水元町二条三丁目、菊水元町二条四丁目、菊水元町三条一丁目、菊水元町三条二丁目、菊水元町三条三丁目、菊水元町三条四丁目、菊水元町四條一丁目、菊水元町四條二丁目、菊水元町四條三丁目、菊水元町四條四丁目、菊水元町六條一丁目、菊水元町六條二丁目、菊水元町六條三丁目、菊水元町七條一丁目、菊水元町七條二丁目、菊水元町七條三丁目、菊水元町七條四丁目、菊水元町八條一丁目、菊水元町八條二丁目、菊水元町八條三丁目、菊水元町八條四丁目、菊水元町九條一丁目、菊水元町九條二丁目、菊水元町九條三丁目、菊水元町九條四丁目、米里一条一丁目、米里一条二丁目、米里一条三丁目、米里一条四丁目、米里二條一丁目、米里二條二丁目、米里二條三丁目、米里二條四丁目、米里三條一丁目、米里三條二丁目、米里三條三丁目、米里三條四丁目、米里四條一丁目、米里四條二丁目、米里四條三丁目、米里四條四丁目、米里五條一丁目、米里五條二丁目、米里五條三丁目、米里五條四丁目、米里、東米里、東札幌一条一丁目、東札幌一条二丁目、東札幌一条三丁目、東札幌一条四丁目、東札幌一条五丁目、東札幌一条六丁目、東札幌二條一丁目、東札幌二條二丁目、東札幌二條三丁目

- 目、東札幌二條四丁目、東札幌二條五丁目、東札幌二條六丁目、東札幌二條七丁目、東札幌二條八丁目、東札幌二條九丁目、東札幌二條十丁目、東札幌二條十一丁目、東札幌二條十二丁目、東札幌二條十三丁目、東札幌二條十四丁目、東札幌二條十五丁目、東札幌二條十六丁目、東札幌二條十七丁目、東札幌二條十八丁目、東札幌二條十九丁目、東札幌二條二十丁目、東札幌二條二十一丁目、東札幌二條二十二丁目、東札幌二條二十三丁目、東札幌二條二十四丁目、東札幌二條二十五丁目、東札幌二條二十六丁目、東札幌二條二十七丁目、東札幌二條二十八丁目、東札幌二條二十九丁目、東札幌二條三十丁目、東札幌二條三十一丁目、東札幌二條三十二丁目、東札幌二條三十三丁目、東札幌二條三十四丁目、東札幌二條三十五丁目、東札幌二條三十六丁目、東札幌二條三十七丁目、東札幌二條三十八丁目、東札幌二條三十九丁目、東札幌二條四十丁目、東札幌二條四十一丁目、東札幌二條四十二丁目、東札幌二條四十三丁目、東札幌二條四十四丁目、東札幌二條四十五丁目、東札幌二條四十六丁目、東札幌二條四十七丁目、東札幌二條四十八丁目、東札幌二條四十九丁目、東札幌二條五十丁目、東札幌二條五十一丁目、東札幌二條五十二丁目、東札幌二條五十三丁目、東札幌二條五十四丁目、東札幌二條五十五丁目、東札幌二條五十六丁目、東札幌二條五十七丁目、東札幌二條五十八丁目、東札幌二條五十九丁目、東札幌二條六十丁目、東札幌二條六十一丁目、東札幌二條六十二丁目、東札幌二條六十三丁目、東札幌二條六十四丁目、東札幌二條六十五丁目、東札幌二條六十六丁目、東札幌二條六十七丁目、東札幌二條六十八丁目、東札幌二條六十九丁目、東札幌二條七十丁目、東札幌二條七十一丁目、東札幌二條七十二丁目、東札幌二條七十三丁目、東札幌二條七十四丁目、東札幌二條七十五丁目、東札幌二條七十六丁目、東札幌二條七十七丁目、東札幌二條七十八丁目、東札幌二條七十九丁目、東札幌二條八十丁目、東札幌二條八十一丁目、東札幌二條八十二丁目、東札幌二條八十三丁目、東札幌二條八十四丁目、東札幌二條八十五丁目、東札幌二條八十六丁目、東札幌二條八十七丁目、東札幌二條八十八丁目、東札幌二條八十九丁目、東札幌二條九十丁目、東札幌二條九十一丁目、東札幌二條九十二丁目、東札幌二條九十三丁目、東札幌二條九十四丁目、東札幌二條九十五丁目、東札幌二條九十六丁目、東札幌二條九十七丁目、東札幌二條九十八丁目、東札幌二條九十九丁目、東札幌二條一百丁目

北、本通二十丁目北、本通二十一丁目北、
 平和通一丁目南、平和通二丁目南、平和通
 三丁目南、平和通四丁目南、平和通五丁目
 南、平和通六丁目南、平和通七丁目南、平
 和通八丁目南、平和通九丁目南、平和通十
 丁目南、平和通十一丁目南、平和通十二丁
 目南、平和通十三丁目南、平和通十四丁目
 南、平和通十五丁目南、平和通十六丁目
 南、平和通十七丁目南、平和通一丁目北、
 平和通二丁目北、平和通三丁目北、平和通
 四丁目北、平和通五丁目北、平和通六丁目
 北、平和通七丁目北、平和通八丁目北、平
 和通九丁目北、平和通十丁目北、平和通十
 一丁目北、平和通十二丁目北、平和通十三
 丁目北、平和通十四丁目北、平和通十五丁
 目北、平和通十六丁目北、平和通十七丁目
 北、本郷通一丁目北、本郷通二丁目北、本
 郷通三丁目北、本郷通四丁目北、本郷通五
 丁目北、本郷通六丁目北、本郷通七丁目
 北、本郷通八丁目北、本郷通九丁目北、本
 郷通十丁目北、本郷通十一丁目北、本郷通
 十二丁目北、本郷通十三丁目北、本郷通一
 丁目南、本郷通二丁目南、本郷通三丁目
 南、本郷通四丁目南、本郷通五丁目南、本
 郷通六丁目南、本郷通七丁目南、本郷通八
 丁目南、本郷通九丁目南、本郷通十丁目
 南、本郷通十一丁目南、本郷通十二丁目
 南、本郷通十三丁目南、本郷通一丁目、
 北郷一条二丁目、北郷一条三丁目、北郷一
 条四丁目、北郷一条五丁目、北郷一条六丁
 目、北郷一条七丁目、北郷一条八丁目、北
 郷一条九丁目、北郷一条十丁目、北郷二条
 一丁目、北郷二条二丁目、北郷二条三丁
 目、北郷二条四丁目、北郷二条五丁目、北
 郷二条六丁目、北郷二条七丁目、北郷二条
 八丁目、北郷二条九丁目、北郷二条十丁
 目、北郷三条一丁目、北郷三条二丁目、北
 郷三条三丁目、北郷三条四丁目、北郷三条

五丁目、北郷三条六丁目、北郷三条七丁
 目、北郷三条八丁目、北郷三条九丁目、北
 郷三条十丁目、北郷四条一丁目、北郷四
 条二丁目、北郷四条三丁目、北郷四
 条四丁目、北郷四条五丁目、北郷四
 条六丁目、北郷四
 条七丁目、北郷四
 条八丁目、北郷四
 条九丁目、北郷四
 条十丁目、北郷五
 条一丁目、北郷五
 条二丁目、北郷五
 条三丁目、北郷五
 条四丁目、北郷五
 条五丁目、北郷五
 条六丁目、北郷五
 条七丁目、北郷五
 条八丁目、北郷五
 条九丁目、北郷五
 条十丁目、北郷六
 条一丁目、北郷六
 条二丁目、北郷六
 条三丁目、北郷六
 条四丁目、北郷六
 条五丁目、北郷六
 条六丁目、北郷六
 条七丁目、北郷六
 条八丁目、北郷六
 条九丁目、北郷六
 条十丁目、北郷七
 条一丁目、北郷七
 条二丁目、北郷七
 条三丁目、北郷七
 条四丁目、北郷七
 条五丁目、北郷七
 条六丁目、北郷七
 条七丁目、北郷七
 条八丁目、北郷七
 条九丁目、北郷七
 条十丁目、北郷八
 条一丁目、北郷八
 条二丁目、北郷八
 条三丁目、北郷八
 条四丁目、北郷八
 条五丁目、北郷八
 条六丁目、北郷八
 条七丁目、北郷八
 条八丁目、北郷八
 条九丁目、北郷八
 条十丁目、北郷九
 条一丁目、北郷九
 条二丁目、北郷九
 条三丁目、北郷九
 条四丁目、北郷九
 条五丁目、北郷九
 条六丁目、北郷九
 条七丁目、北郷九
 条八丁目、北郷九
 条九丁目、北郷九
 条十丁目、北郷十
 条一丁目、北郷十
 条二丁目、北郷十
 条三丁目、北郷十
 条四丁目、北郷十
 条五丁目、北郷十
 条六丁目、北郷十
 条七丁目、北郷十
 条八丁目、北郷十
 条九丁目、北郷十
 条十丁目、南郷通
 一丁目南、南郷通
 二丁目南、南郷通
 三丁目南、南郷通
 四丁目南、南郷通
 五丁目南、南郷通
 六丁目南、南郷通
 七丁目南、南郷通
 八丁目南、南郷通
 九丁目南、南郷通
 十丁目南、南郷通
 十一丁目南、南郷通
 十二丁目南、南郷通
 十三丁目南、南郷通
 十四丁目南、南郷通
 十五丁目南、南郷通
 十六丁目南、南郷通
 十七丁目南、南郷通
 十八丁目南、南郷通
 十九丁目南、南郷通
 二十丁目南、南郷通
 二十一丁目南、南郷通
 二十二丁目南、南郷通

目、栄通二丁目、栄通三丁目、栄通四丁
 目、栄通五丁目、栄通六丁目、栄通七丁
 目、栄通八丁目、栄通九丁目、栄通十丁
 目、栄通十一丁目、栄通十二丁目、栄通十
 三丁目、栄通十四丁目、栄通十五丁目、栄
 通十六丁目、栄通十七丁目、栄通十八丁
 目、栄通十九丁目、栄通二十丁目、栄通二
 十一丁目、流通センター一丁目、流通セ
 ンター二丁目、流通センター三丁目、流通セ
 ンター四丁目、流通センター五丁目、流通
 センター六丁目、流通センター七丁目、川
 北四条一丁目、川北四条二丁目(二番に限
 る)、川北五条一丁目、川北

豊平区
 清田区
 第四区
 札幌市
 西区
 手稲区
 小樽市
 石狩市
 北海道後志総合振興局管内
 第五区
 札幌市
 札幌市
 白石区
 第三区に属しない区域
 厚別区
 江別市
 千歳市
 恵庭市
 北広島市
 北海道石狩振興局管内
 別表第一宮城県第一区の項を次のように改め
 る。
 第一区
 仙台市
 青葉区

太白区
 別表第一宮城県第三区の項から宮城県第五区
 の項までを次のように改める。
 第三区
 白石市
 名取市
 角田市
 岩沼市
 刈田郡
 柴田郡
 伊具郡
 亘理郡
 第四区
 石巻市
 塩竈市
 多賀城市
 東松島市
 富谷市
 宮城県
 黒川郡
 牡鹿郡
 第五区
 気仙沼市
 登米市
 栗原市
 大崎市
 加美郡
 遠田郡
 本吉郡
 別表第一宮城県第六区の項を削る。
 別表第一福島県第一区の項から福島県第四区
 の項までを次のように改める。
 第一区
 福島市
 二本松市
 伊達市
 本宮市
 伊達郡

<p>安達郡 第二区 郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡</p> <p>第三区 会津若松市 白河市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 東白川郡</p> <p>第四区 いわき市 相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡</p> <p>別表第一福島県第五区の項を削る。 別表第一茨城県第一区の項及び茨城県第二区の項を次のように改める。</p> <p>第一区 水戸市 笠間市 筑西市 桜川市 東茨城郡 城里町</p> <p>第二区 鹿嶋市 潮来市 神栖市</p>	<p>行方市 鉢田市 小美玉市 東茨城郡 茨城町 大洗町</p> <p>別表第一茨城県第四区の項を次のように改める。</p> <p>第四区 常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 久慈郡</p> <p>別表第一茨城県第六区の項及び茨城県第七区の項を次のように改める。</p> <p>第六区 土浦市 石岡市 つくば市 かすみがうら市 つくばみらい市</p> <p>第七区 古河市 結城市 下妻市 常総市 坂東市 結城郡 猿島郡</p> <p>別表第一栃木県第一区の項及び栃木県第二区の項を次のように改める。</p> <p>第一区 宇都宮市 本庁管内 宇都宮市平石地区市民センター管内 宇都宮市清原地区市民センター管内 宇都宮市横川地区市民センター管内</p>	<p>宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内 宇都宮市城山地区市民センター管内 宇都宮市国本地区市民センター管内 宇都宮市富屋地区市民センター管内 宇都宮市豊郷地区市民センター管内 宇都宮市篠井地区市民センター管内 宇都宮市姿川地区市民センター管内 宇都宮市雀宮地区市民センター管内 宇都宮市役所宝木出張所管内 宇都宮市役所陽南出張所管内</p> <p>河内郡 宇都宮市 第一区に属しない区域</p> <p>鹿沼市 日光市 さくら市 塩谷郡</p> <p>別表第一栃木県第四区の項及び栃木県第五区の項を次のように改める。</p> <p>第四区 小山市 真岡市 下野市 芳賀郡 下都賀郡</p> <p>第五区 足利市 栃木市 佐野市</p> <p>別表第一群馬県第一区の項から群馬県第三区の項までを次のように改める。</p> <p>第一区 前橋市 沼田市 利根郡 桐生市</p>	<p>伊勢崎市 みどり市 佐波郡</p> <p>第三区 太田市 館林市 邑楽郡</p> <p>別表第一群馬県第五区の項を次のように改める。</p> <p>第五区 高崎市 第四区に属しない区域</p> <p>渋川市 富岡市 安中市 北群馬郡 甘楽郡 吾妻郡</p> <p>別表第一埼玉県第一区の項から埼玉県第三区の項までを次のように改める。</p> <p>第一区 さいたま市 見沼区 浦和区 緑区</p> <p>第二区 川口市 本庁管内 新郷支所管内 神根支所管内</p> <p>大字安行領根岸(二百九十番地から六百七十六番地まで、七百十一番地及び七百十二番地に限る)、大字安行領在家(百十三番地から百十六番地まで及び二百二十六番地から二百八十二番地までに限る)、在家町、大字木曾呂(千三百十三番地、千三百三十六番地、千三百四十一番地、千三百六十五番地、千三百六十九番地から千三百七</p>
---	---	--	--

令和四年十一月十日 衆議院会議録第八号 公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

<p>第三区 川口市 第二区に属しない区域 越谷市 別表第一埼玉県第五区の項から埼玉県第八区の項までを次のように改める。</p> <p>第五区 さいたま市 西區 北區 大宮區 中央區 第六區 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 第七區 川越市 富士見市</p>	<p>第十二番地まで、千三百九十二番地から千三百九十九番地まで、千四百九番地、千四百十九番地から千四百二十七番地まで、千四百五十番地、千四百五十九番地から千四百六十二番地まで、千四百六十七番地、千四百六十八番地、千四百七十三番地、千四百七十七番地から千四百七十九番地まで、千四百八十六番地から千四百八十八番地まで、千四百九十二番地から千五百二十四番地まで及び千五百二十八番地から千五百六十番地までに限る。)、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町、本前川三丁目 芝支所管内 安行支所管内(大字安行慈林(六百十四番地から六百二十九番地までに限る。)に属する区域を除く。) 鳩ヶ谷支所管内</p>
<p>第八區 所沢市 ふじみ野市 入間郡 三芳町 別表第一埼玉県第十一区の項から埼玉県第十五区の項までを次のように改める。</p> <p>第十一區 秩父市 本庄市 深谷市 秩父郡 児玉郡 大里郡 第十二區 熊谷市 行田市 加須市 羽生市 第十三區 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 北足立郡 南埼玉郡 北葛飾郡 杉戸町 第十四區 草加市 八潮市 三郷市 第十五區 さいたま市 桜區 南区 戸田市</p>	<p>別表第一千葉県第十五区の項の次に次のように加える。 第十六區 さいたま市 岩槻區 春日部市 吉川市 北葛飾郡 松伏町 別表第一千葉県第二区の項を次のように改める。 第二區 千葉市 花見川区 八千代市 別表第一千葉県第四区の項から千葉県第八区の項までを次のように改める。 第四區 市川市 本庁管内 国府台一丁目、国府台二丁目、国府台三丁目、国府台四丁目、国府台五丁目、国府台六丁目、市川四丁目、真間四丁目、真間五丁目、東菅野四丁目、東菅野五丁目、宮久保一丁目、宮久保二丁目、宮久保三丁目、宮久保四丁目、宮久保五丁目、宮久保六丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、国分一丁目、国分二丁目、国分三丁目、国分四丁目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、中国分一丁目、中国分二丁目、中国分三丁目、中国分四丁目、中国分五丁目、北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目</p>
<p>第九區 柏市 別表第一千葉県第十区の項及び千葉県第十一区の項を次のように改める。</p> <p>第十區 銚子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取市 香取郡 第十一區 茂原市 東金市 勝浦市</p>	<p>別表第一千葉県第二区の項を次のように改める。 第二區 千葉市 花見川区 八千代市 別表第一千葉県第四区の項から千葉県第八区の項までを次のように改める。 第四區 市川市 本庁管内 国府台一丁目、国府台二丁目、国府台三丁目、国府台四丁目、国府台五丁目、国府台六丁目、市川四丁目、真間四丁目、真間五丁目、東菅野四丁目、東菅野五丁目、宮久保一丁目、宮久保二丁目、宮久保三丁目、宮久保四丁目、宮久保五丁目、宮久保六丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、国分一丁目、国分二丁目、国分三丁目、国分四丁目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、中国分一丁目、中国分二丁目、中国分三丁目、中国分四丁目、中国分五丁目、北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目</p>
<p>第五區 市川市 第四區に属しない区域 浦安市 第六區 松戸市 第七區 野田市 流山市 第八區 柏市 別表第一千葉県第十区の項及び千葉県第十一区の項を次のように改める。</p> <p>第十區 銚子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取市 香取郡 第十一區 茂原市 東金市 勝浦市</p>	<p>目、北国分四丁目、須和田一丁目、須和田二丁目、稲越一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目、曾谷一丁目、曾谷二丁目、曾谷三丁目、曾谷四丁目、曾谷五丁目、曾谷六丁目、曾谷七丁目、曾谷八丁目、下貝塚一丁目、下貝塚二丁目、下貝塚三丁目、東国分一丁目、東国分二丁目、東国分三丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、堀之内三丁目、堀之内四丁目、堀之内五丁目 大柏出張所管内 船橋市 本庁管内 船橋市西船橋出張所管内 船橋市船橋駅前総合窓口センター管内</p>

山武市
いすみ市
大網白里市
山武郡
長生郡
夷隅郡
別表第一千葉県第十三区の項を次のように改める。

第十三区
我孫子市
鎌ヶ谷市
印西市
白井市
富里市
印旛郡
別表第一千葉県第十三区の項の次に次のように加える。

第十四区
船橋市
第四区に属しない区域
習志野市
別表第一東京都第一区の項から東京都第五区の項までを次のように改める。

第一区
千代田区
新宿区
第二区
中央区
台東区
第三区
品川区
東京都大島支庁管内
東京都三宅支庁管内
東京都八丈支庁管内
東京都小笠原支庁管内
第四区
大田区
大田区大森東特別出張所管内

大田区大森西特別出張所管内
大田区入新井特別出張所管内
大田区馬込特別出張所管内
大田区池上特別出張所管内
大田区新井宿特別出張所管内
大田区久が原特別出張所管内(池上三丁目に属する区域に限る。)

大田区糺谷特別出張所管内
大田区羽田特別出張所管内
大田区六郷特別出張所管内
大田区矢口特別出張所管内(矢口二丁目(一番、十三番、十四番、二十七番及び二十八番に限る。))及び矢口三丁目(一番及び八番に限る。))に属する区域に限る。)

大田区蒲田西特別出張所管内
大田区蒲田東特別出張所管内
第五区
世田谷区
世田谷区池尻まちづくりセンター管内
世田谷区太子堂まちづくりセンター管内
世田谷区若林まちづくりセンター管内
世田谷区上町まちづくりセンター管内
世田谷区下馬まちづくりセンター管内
世田谷区上馬まちづくりセンター管内
世田谷区代沢まちづくりセンター管内
世田谷区奥沢まちづくりセンター管内
世田谷区九品仏まちづくりセンター管内
世田谷区等々力まちづくりセンター管内
世田谷区上野毛まちづくりセンター管内
世田谷区用賀まちづくりセンター管内
世田谷区二子玉川まちづくりセンター管内
世田谷区深沢まちづくりセンター管内

別表第一東京都第七区の項から東京都第十四区の項までを次のように改める。
第七区
港
渋谷区
第八区

杉並区
下高井戸一丁目、下高井戸二丁目、下高井戸三丁目、下高井戸四丁目、下高井戸五丁目、永福一丁目(二番から四十四番までに限る。)、永福二丁目、永福三丁目、永福四丁目、浜田山一丁目、浜田山二丁目、浜田山三丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目(五番から十八番までに限る。)、高円寺南二丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目、高円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北四丁目、阿佐谷南一丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南三丁目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北四丁目、阿佐谷北五丁目、天沼三丁目、本天沼一丁目、本天沼二丁目、本天沼三丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田西四丁目、成田東一丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、成田東四丁目、成田東五丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪三丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、南荻窪一丁目、南荻窪二丁目、南荻窪三丁目、南荻窪四丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、西荻南一丁目、西荻南二丁目、西荻南三丁目、西荻北一丁目、西荻北二丁目、西荻北三丁目、西荻北四丁目、西荻北五丁目、今川一丁目、今川二丁目、今川三丁目、今川四丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、桃井一丁目、桃井二丁目、桃井三丁目、桃井四丁目、井草一丁目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁目、井草五丁目、下井草一丁目、下井草二丁目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、上井草四丁目、上井草五丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善福寺四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵三丁目、宮前二丁目、宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、久我山一丁

目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、高井戸東二丁目、高井戸東三丁目、高井戸東四丁目、高井戸西一丁目、高井戸西二丁目、高井戸西三丁目、上高井戸一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目

第九区
練馬区
貫井四丁目(二十八番、二十九番四号、二十九番八号から二十九番二十二号まで、三十番九号、三十番十号、四十四番から四十六番まで、四十七番十八号から四十七番四十八号まで及び四十七番五十号から四十七番五十二号までに限る。)、高松六丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目(二十番六号から二十番十号まで、三十八番から四十六番まで、四十七番五号から四十七番七号まで、五十五番六号から五十五番十七号まで及び五十六番から六十三番までに限る。)、富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、谷原六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉

目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉

官 報 (号 外)

第七目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目

第十区

文京区

豊島区

板橋区

本庁管内
板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉

町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目
東京都板橋区赤塚支所管内

第十二区

北区

板橋区

第十一区に属しない区域

第十三区

足立区

青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、綾瀬七丁目、梅島一丁目、梅島二丁目、梅島三丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加平三丁目、北加平町、栗原一丁目、栗原二丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、佐野一丁目、佐野二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根三丁目、島根四丁目、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住嘴町、千住旭町、千住

東一丁目、千住東二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目、千住桜木二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚三丁目、竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、辰沼一丁目、辰沼二丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、東和四丁目、東和五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、西保木間一丁目、西保木間二丁目、西保木間三丁目、西保木間四丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東綾瀬一丁目、東綾瀬二丁目、東綾瀬三丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、東保木間三丁目、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、日ノ出町、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、保木間一丁目、保木間二丁目、保木間三丁目、保木間四丁目、保木間五丁目、保塚町、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木三丁目、六木四丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、柳原一丁目、柳原二丁目、六月一丁目、六月二丁目、六月三丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目

第十四区

墨田区

江戸川区

本庁管内
中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、興宮町、上一色一丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、本一色一丁目、本一色二丁目、本一色三丁目
江戸川区小松川事務所管内
江戸川区小岩事務所管内
別表第一東京都第十六区の項から東京都第十九区の項までを次のように改める。
第十六区
江戸川区
第十四区に属しない区域
第十七区
葛飾区
第十八区
武蔵野市
小金井市
西東京市
第十九区
小平市
国分寺市
国立市
別表第一東京都第二十一区の項から東京都第二十三区の項までを次のように改める。
第二十一区
八王子市
下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山(五百十九番地、五百二十三番地から五百二十六番地まで、八百十九番地から八百三十番地まで、八百四十二番地、八百七十五番地から八百七十八番地まで、八百八十番地から千二百四十八番地まで、千二百五十六番地、千二百五十九番地及び千二百七十一番地を除く。)、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目

<p>東中野、大塚、鹿島、松が谷、澁水(三百三十九番地から三百四十五番地まで、三百六十四番地から三百七十一番地まで及び三百九十六番地を除く)、澁水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目</p>	<p>第五区 横浜区 戸塚区 泉区 別表第一神奈川県第七区の項から神奈川県第十区の項までを次のように改める。</p>	<p>第十六区 厚木市 伊勢原市 海老名市 第十七区 小田原市 秦野市 南足柄市 中 郡 二宮町 足柄上郡 足柄下郡 第十八区 川崎市 中原区 高津区 別表第一神奈川県第十八区の項に次のように加える。</p>	<p>西 区 西蒲区 三条市 加茂市 燕 市 西蒲原郡 南蒲原郡 第三区 新潟市 北 区 秋葉区 新発田市 村上市 五泉市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 東蒲原郡 岩 船 郡 第四区 長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡 第五区 十日町市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡 別表第一新潟県第六区の項を削る。 別表第一富山県第一区の項中「水落」の下に「水落二丁目」を加える。</p>
<p>立川市 日野市 第二十二区 三鷹市 調布市 狛江市 第二十三区 町田市 別表第一東京都第二十五区の項に次のように加える。</p>	<p>第七区 横浜区 港北区 第八区 横浜区 緑 区 青葉区 第九区 川崎市 多摩区 麻生区 第十区 川崎市 幸 区 別表第一神奈川県第十三区の項から神奈川県第十八区の項までを次のように改める。</p>	<p>第十九区 横浜区 都筑区 川崎市 宮前区 第二十区 相模原市 南 区 座間市 別表第一新潟県第一区の項から新潟県第五区の項までを次のように改める。</p>	<p>第一区 新潟市 東 区 中央区 江南区 佐渡市 第二区 新潟市 南 区</p>
<p>第二十六区 目黒区 大田区 第四区に属しない区域 第二十七区 中野区 杉並区 第八区に属しない区域 第二十八区 練馬区 第九区に属しない区域 第二十九区 荒川区 足立区 第十三区に属しない区域 第三十区 府中市 多摩市 稲城市 別表第一神奈川県第五区の項を次のように改める。</p>	<p>第十三区 横浜区 瀬谷区 大和市 綾瀬市 第十四区 相模原市 緑 区 中央区 愛甲郡 第十五区 平塚市 茅ヶ崎市 中 郡 大磯町</p>	<p>第二十一区 川崎市 宮前区 相模原市 南 区 座間市 別表第一新潟県第一区の項から新潟県第五区の項までを次のように改める。</p>	<p>第一区 新潟市 東 区 中央区 江南区 佐渡市 第二区 新潟市 南 区</p>

令和四年十一月十日 衆議院会議録第八号 公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

令和四年十一月十日 衆議院会議録第八号 公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一岐阜県第一区の項を次のように改める。

第一区
岐阜市
別表第一岐阜県第三区の項を次のように改める。

第三区

関市
美濃市
羽島市
各務原市
山県市
瑞穂市
本巣市
羽島郡
本巣郡
別表第一静岡県第一区の項から静岡県第八区の項までを次のように改める。

第一区

静岡市
葵区
駿河区
第二区
島田市
焼津市
藤枝市
牧之原市
榛原郡
第三区
磐田市
掛川市
袋井市
御前崎市
菊川市
周智郡
第四区
静岡市
清水区

富士宮市
富士市
木島、岩淵、中之郷、南松野、北松野、中野台一丁目、中野台二丁目

第五区
三島市
富士市
第四区に属しない区域

御殿場市
裾野市
田方郡
駿東郡
小山町
第六区
沼津市
熱海市
伊東市
下田市
伊豆市
伊豆の国市
賀茂郡
駿東郡
清水町
長泉町
第七区
浜松市
西区
北区
浜北区
天竜区
湖西市
第八区
浜松市
中区
東区
南区

別表第一愛知県第五区の項から愛知県第七区の項までを次のように改める。

第五区
名古屋市
中川区
中川区
清須市

第六区
瀬戸市
春日井市
第七区
大府市
尾張旭市
豊明市
日進市
長久手市
愛知郡

別表第一愛知県第九区の項から愛知県第十一区の項までを次のように改める。

第九区

津島市
稲沢市
愛西市
弥富市
あま市
海部郡
第十区
一宮市
岩倉市
第十一区
豊田市
みよし市
別表第一愛知県第十四区の項を次のように改める。

別表第一愛知県第十五区の項に次のように加える。

第十六区
犬山市
江南市
小牧市
北名古屋市
西春日井郡
丹羽郡

別表第一滋賀県第二区の項及び滋賀県第三区の項を次のように改める。

第二区

彦根市
長浜市
近江八幡市
東近江市
米原市
蒲生郡
愛知郡
犬上郡
第三区
草津市
守山市
栗東市
甲賀市
野洲市
湖南市

別表第一滋賀県第四区の項を削る。
別表第一大阪府第八区の項及び大阪府第九区の項を次のように改める。

第八区

豊中市
池田市
第九区
茨木市
箕面市
豊能郡
別表第一兵庫県第五区の項を次のように改める

る。

第五区

豊岡市
川西市

平野(字カキヲシ原に限る)、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東一丁目、清和台東二丁目、清和台東三丁目、清和台東四丁目、清和台東五丁目、清和台西一丁目、清和台西二丁目、清和台西三丁目、清和台西四丁目、清和台西五丁目、けやき坂一丁目、けやき坂二丁目、けやき坂三丁目、けやき坂四丁目、けやき坂五丁目、西畦野(字丸山及び字東通りを除く)、一庫、国崎、黒川、横路、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫二丁目、一庫三丁目

第一区

美方郡

別表第一和歌山県第一区の項及び和歌山県第二区の項を次のように改める。

第二区

和歌山市
紀の川市
岩出市

海南市
橋本市
有田市
御坊市
田辺市
新宮市
海草郡
伊都郡
有田郡
日高郡
西牟婁郡
東牟婁郡
別表第一和歌山県第三区の項を削る。
別表第一島根県第一区の項及び島根県第二区の項を次のように改める。

第一区

松江市
安来市
雲南市
仁多郡
飯石郡
隠岐郡

第二区

浜田市
出雲市
益田市
大田市
江津市
邑智郡
鹿足郡

第一区

岡山市

別表第一岡山県第一区の項から岡山県第四区の項までを次のように改める。

北前区

備前市
赤磐市
和気郡
加賀郡

第二区

岡山市

中区
東区
南区
玉野市
瀬戸内市

第三区

津山市
笠岡市
井原市
総社市
高梁市
新見市
真庭市
美作市
浅口市
浅口市
小田郡
真庭郡
真庭郡
真庭郡
勝田郡
英田郡
久米郡

第四区

倉敷市

都窪郡
別表第一岡山県第五区の項を削る。
別表第一広島県第一区の項から広島県第六区の項までを次のように改める。

第一区

広島市
中区

東区

南区
安芸郡
府中町
海田町
坂町

第二区

広島市

西区
佐伯区
大竹市
廿日市市

第三区

広島市

第四区

呉市

竹原市
東広島市
江田島市
安芸郡
熊野町
豊田郡

第五区

三原市

尾道市
府中市
三次市
庄原市
世羅郡
神石郡
福山市
別表第一広島県第七区の項を削る。

古賀市
福津市
糟屋郡
別表第一福岡県第五区の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。
別表第一長崎県第一区の項から長崎県第三区の項までを次のように改める。

第一区

長崎市

第二区

島原市

諫早市

大村市

対馬市

杵岐市

雲仙市

南島原市

西彼杵郡

第三区

佐世保市

平戸市

松浦市

五島市

西海市

東彼杵郡

北松浦郡

南松浦郡

別表第一長崎県第四区の項を削る。

別表第一鹿児島県第一区の項を次のように改める。

第一区

鹿児島市

本庁管内

伊敷支所管内

吉野支所管内

吉田支所管内

松元支所管内

郡山支所管内

桜島支所管内

鹿児島郡

別表第一中「及び地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区の区域」を削る。

別表第二東北の項中「十三人」を「十二人」に改め、同表南関東の項中「二十二人」を「二十三人」に改め、同表東京都の項中「十七人」を「十九人」に改め、同表北陸信越の項及び中国の項中「十一人」を「十人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法(次項において「新法」という。)の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙(以下この項において「施行日以後の初回の総選挙」という。)から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙(衆議院議員の選挙を除く。)については、なお従前の例による。

(別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い)
3 新法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、令和四年六月十六日(以下「基準日」という。)現在によつたものであつて、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなす。ただし、基準

日の翌日から施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたつて市町村(特別区を含む。)の境界変更(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区の区域の変更を含む。(以下同じ。)があつたときは、施行日に当該境界変更があつたものとみなして、新法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

理由

衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関する事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、令和二年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行つた勧告を受け、二十五都道府県において百四十選挙区の改定を行うものとする。

2 衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項

衆議院比例代表選出議員の各選挙区におい

て選挙すべき議員の数について、令和二年国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で二、南関東選挙区で一増加させるとともに、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で一ずつ減少させるものとする。

3 施行期日等に関する事項

(一) この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。

(二) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和四年十一月八日

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 平口 洋

衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

この法律の施行後においても、国会議員を選

出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。

二 当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、十分な議論を行い、次回の令和七年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。

三 今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。

離島振興法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和四年十一月九日

提出者

国土交通委員長 木原 稔

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「自然環境の保全の下に、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を加え、及び国の責務を明らかにし、」を「国等の責務を明らかにし、並びに、「生かしつつ」を生かすとともに離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ」に改める。

第二条の二の見出し中「及び国の責務」を削り、同条第一項中「自然環境の保全の下に、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(国及び都道府県の責務)

第一条の三 国は、前条の基本理念にのっとり、離島の振興のために必要な施策を総合的かつ積

極的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 都道府県は、前条の基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的諸条件に応じた離島の振興のために必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する離島の振興のために必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

第三条第二項第二号中「港湾」の下に「橋梁を含む。次条第二項第四号において同じ。」を加え、「以下」を「橋を含む。同号において同じ。」を加え、「以下」を「同号及び第十二条において」に改め、同項第三号中「商工業」の下に「情報通信産業」を加え、同項第五号中「以下」を「次条第二項第七号及び第十四条の三において」に改め、同項第六号中「以下」を「次条第二項第八号及び第十号において」に改め、同項第七号中「介護サービス」を「介護サービス等」に改め、同項第九号中「以下」を「次条第二項第十一号において」に改め、同項第十号中「以下」を「次条第二項第十六号において」に改める。

第四条第二項第十六号を同項第十九号とし、同項第十五号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
十八 離島振興計画の達成状況の評価に関する事項
第四条第二項第十四号を同項第十六号とし、同項第八号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「介護サービス」を「介護サービス等」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「商工業」の下に「情報通信産業」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 離島の振興に関する目標
三 計画期間

第四条第十二項中「第三項、第四項及び第六項」を「第五項、第六項及び第八項」に改め、同項を同

条第十五項とし、同条第十一項中「第八項を」第十一項に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第八項を」第十一項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三項又は第四項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 離島振興計画に第二項第四号から第十七号までに掲げる事項を記載するに当たっては、その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する離島の振興のために必要な情報の提供その他の援助についても、必要に応じて記載するよう、努めるものとする。

第四条第六項中「第三項又は第四項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 離島振興計画には、前項第五号及び第十二号に掲げる事項その他必要とされる事項に関し、離島振興対策実施地域の特性に応じた産業の振興の促進に関する事項(次項及び第十四条第四項において「産業振興促進事項」という。)を記載することができる。

4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 産業の振興を促進する区域
- 二 前号の区域において振興すべき業種
- 三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項
- 第六条第一項中「第一条の二第一項に定める」を「第一条の二」に改める。
- 第七条の四「及び」の下に「離島振興対策実施地域における石油製品の価格の低廉化に関する事

業」を加える。

第十条第九項中「巡回診療」の下に「離島に係る遠隔医療(離島の住民等又は医療機関等と当該離島の区域内又は区域外の医療機関等との間で高度情報通信ネットワーク及び情報通信機器を用いて行われる医療をいう。)の実施」を加え、「適切」を「特別」に改める。

第十条の二の見出し中「介護サービス」を「介護サービス等」に改め、同条中「における介護サービス」の下に「並びに障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等」を、「提供」の下に「介護サービス」に関する知識及び技術の習得の促進等を通じた島内の人材の活用等による」を、「者の確保」の下に「並びに介護ロボット等の導入」を、「内容の充実」の下に「並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)の規定による障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等の提供、当該障害福祉サービス等に従事する者の確保、当該障害福祉サービス等に係る事業所等の整備、提供される当該障害福祉サービス等の内容の充実」を加える。

第十一条の見出し中「高齢者」を「高齢者等」に改め、同条中「における高齢者」の下に「及び児童を、」施設」の下に「及び児童福祉施設」を加える。

第十二条に次の一項を加える。
2 前項の規定により特別の配慮をすべき事項には、離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する離島航路事業の用に供される船舶(以下この項において単に「船舶」という。)であつて高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新並びに離島に係る航空路において旅客を運送する事業の用に供される航空機の購入に対する支援並びに離島に係る無人航空機の活用による物資の流通の改善に対する支援が含まれるものとする。

第十三条の見出し中「充実」を「充実等」に改め、同条中「円滑化及び」を「円滑化」に改め、「通信体系の充実の下に」及びその維持管理並びに情報通信技術その他の先端的な技術の活用を踏まえ、「適切な」を「特別の」に改める。

第十四条第三項中「地方公共団体は」の下に、「情報通信技術の進展、これを活用した場所に制約されない働き方の普及等の社会の変化を踏まえつつ」を加え、同条に次の一項を加える。

4 国及び地方公共団体は、離島振興計画に産業振興促進事項が記載されている場合には、当該産業振興促進事項に基づく事業の円滑な実施のために必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

第十四条の二中「向上」の下に「高齢者を対象とするものを含む。」を加える。

第十五条第二項中「国及び」を「国又は」に改め、「鑑み」の下に「公立学校の教職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条第三項に規定する教職員及び」を加え、「の規定による公立高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教職員及び職員の定員の算定並びに」を「第二条第一項に規定する教職員をいう。以下この項及び次項において同じ。」の定数の算定又は」に、「所在する公立の高等学校等に勤務する教職員及び職員の定員の決定」に係る公立学校の教職員の配置」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「社会教育」の下に「離島に係る遠隔教育(離島の学校その他の教育機関又は住民と当該離島の区域外の学校その他の教育機関との間で高度情報通信ネットワーク及び情報通信技術を用いて行われる教育をいう。)を含む。」を、「ともに、」の下に「離島留学(離島の文化、自然等と触れ合うため、離島の区域外に居住していた児童若しくは生徒が、当該離

島に設置された小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において行われる教育を受けること又は離島に滞在する児童若しくは生徒が当該離島において社会教育を受けること(以下「その他」)の多様な交流の機会を通じた学習及び」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における教育の充実を踏まえ、離島振興対策実施地域に係る公立学校の教職員の処遇について適切な配慮をするものとする。

第十七条の三第一項中「鑑み」の下に「地域の実情に応じた再生可能エネルギーの効果的かつ効率的な活用の観点から行う再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他」を加え、「の推進」を「推進するために必要な支援等の施策の充実」に改める。

第十七条の四中「あること」の下に「及び事前防災、減災等に資する国土強靱化の観点を加え、同条の次に次の二条を加える。
(感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等)

第十七条の五 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、離島振興対策実施地域の住民が他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを受受できるように適切な配慮をするものとする。
(小規模な離島への配慮)
第十七条の六 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、人口の減少及び高齢化の進展が著しい小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等が図られるよう適切な配慮をするものとする。
第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の

次に次の一条を加える。

(規制の見直し)
第十八条の二 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じてその全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である地方公共団体から提案があつたときは、離島の振興を図るため、離島振興対策実施地域の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。

第二十一条の三第三項中「第四条第八項から第十一項まで(同条第十二項)を」を「第四条第十一項から第十四項まで(同条第十五項)」に改める。
附則第六(中「昭和二十二年法律第六十四号」)を「令和十五年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第五条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。

(離島振興基本方針に関する経過措置)
第二条 主務大臣は、この法律の施行前において、この法律による改正後の離島振興法(以下「新法」という。)第三条第一項から第三項までの規定の例により、離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
3 第一項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において新法第三条第一項の規定により定められた離島振興基本方針とみなす。
4 第一項及び第二項における主務大臣は、新法

第二十一条の三第二項の規定の例による。

(国の負担若しくは補助又は交付金に関する経過措置)
第三条 令和五年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付に係る事業又は事務(以下この条において「事業等」という。)で、新法第四条第一項の規定による離島振興計画が定められるまでの間に、離島の振興のため緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が関係都道府県の意見を聴くことに関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業等を同項の規定による離島振興計画に基づく事業等とみなして、新法の規定を適用する。

(検討)
第四条 国は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(医療法の一部改正)
第五条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第四百四条中「令和五年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)
第六条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。
(総務省設置法の一部改正)
第七条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
附則第二条第二項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表令和十三年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十五年三月三十一日
 離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第八条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日
 離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第九条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日
 離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 離島振興計画(離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附則第五条の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日

離島振興法

附則第九条第一項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日

離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

理由

離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、離島振興法の有効期限を十年延長するとともに、目的規定を整備し、都道府県の責務に係る規定を定め、医療、介護サービス、交通、情報通信、産業、教育、エネルギーその他の分野における施策の充実

等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三百七十億円の見込みである。

明治二十五年三月三十一日
 第三種郵便物認可

発行所 千一〇五―八四四五
 東京都港区虎ノ門二丁目
 独立行政法人国立印刷局
 電話 〇三(3587)4294
 定価 本号一部 一〇〇円
 (配送料別)